

公益財団法人日本YMCA同盟定款

目次 第1章 総則

第1条 名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第2条 事務所

第3条 目的

第4条 使命

第5条 使命を同じくする団体

第6条 日本YMCA同盟協議会

第7条 規律

第8条 事業

第9条 事業年度・・・・・・・・・・・・・・・・5

第10条 公告

第2章 財産及び会計

第11条 財産の種別

第12条 基本財産の維持及び処分

第13条 財産の管理・運用

第14条 事業方針・計画及び予算

第15条 事業報告及び決算・・・・・・・・・・6

第16条 長期借入並びに重要な財産の処分並びに譲り受け

第17条 会計原則

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

第18条 定員等

第19条 選任等

第20条 任期・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第21条 報酬及び費用弁償・・・・・・・・・・8

第2節 評議員会

第22条 評議員会

第23条 種類及び開催

第24条	招集	9
第25条	招集の通知	
第26条	議長	
第27条	定足数	
第28条	決議	
第29条	決議の省略	
第30条	報告の省略	
第31条	議事録	
第32条	評議員及び評議員会規則	

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員

第33条	種類及び定数	10
第34条	選任等	
第35条	理事の職務・権限	
第36条	監事の職務・権限	
第37条	任期	11
第38条	解任	
第39条	報酬等及び費用弁償	
第40条	取引の制限	12

第2節 理事会

第41条	理事会の構成	
第42条	権限	
第43条	種類及び開催	
第44条	招集	13
第45条	議長	
第46条	定足数	
第47条	決議	
第48条	決議の省略	
第49条	報告の省略	
第50条	議事録	
第51条	理事会規則	
第52条	責任の免除	14

第5章 定款の変更、合併及び解散等

第53条	定款の変更	
第54条	合併等	

	第 55 条	解散	
	第 56 条	公益目的取得財産残額の贈与	
	第 57 条	残余財産の処分	15
第 6 章	委員会		
	第 58 条	委員会	
第 7 章	事務局		
	第 59 条	設置等	
	第 60 条	備付け帳簿及び書類	
第 8 章	情報公開並びに個人情報保護		16
	第 61 条	情報公開	
	第 62 条	個人情報の保護	
第 9 章	補則		
	第 63 条	委任	
附則			17

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本YMCA同盟という。

2 英文表記は、**The National Council of YMCAs of Japan** とする。

(事務所)

第2条 主たる事務所を東京都新宿区に置く。従たる事務所を静岡県御殿場市に置く。

2 評議員会の決議により、従たる事務所を必要な所に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、キリスト教精神に基づき青少年をはじめとする全ての人々の心身と人格の健全な向上を図り、奉仕の精神を養い、世界の平和と福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

(使命)

第4条 この法人の使命を明らかにするために、「日本YMCA基本原則」を定める。

(使命を同じくする団体)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、この法人と使命を同じくし、公益活動を行う全国のYMCA（以下「構成YMCA」という。）で構成する。

2 構成YMCAの手続き等については、評議員会の決議により定める。

3 この法人を構成し維持する構成YMCAは、この法人の目的を達成するために要する費用を分担する。

4 この法人は、世界YMCA同盟及びアジア・太平洋YMCA同盟の構成員となる。

(日本YMCA同盟協議会)

第6条 第3条の目的を果たすため、構成YMCAにより日本YMCA同盟協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

2 協議会に関する事項は、評議員会の決議により定める。

(規律)

第7条 別に定める自主行動基準の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条及び第4条に掲げる目的及び使命の達成と社会的信用の維持・向上に努める。

(事業)

第8条 この法人の目的を達成するため次の事業を行う。

(1)日本YMCA同盟国際青少年センター東山荘（以下「東山荘」という。）を運営し、青少年及び青少年指導者を対象とした教育・研修事業等を企画・実施する事業

(2)国の内外で行う次の事業

①青少年の健全育成及び青少年指導者を養成する事業

②災害等による被災並びに障がい等によって困難な状況にある者を支援する事業

③活動に必要な資金を助成・支援する事業

④青少年の健全育成に関する事項等の調査・研究及び情報・資料を収集、整理し提供

する事業。

- (3)構成YMCAの公益活動を推進・支援するための事業
- (4)事業の目的を同じくする他の法人・団体・個人から委任・委託を受けて行う事業
- (5)東山荘において、青少年育成に資する教材等を除く物品の販売等の事業
- (6)不動産の賃貸等に関する事業
- (7)施設・設備等を使用させ運営を行わせる事業
- (8)その他目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第9条 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(公告)

第10条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行なう。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第11条 財産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定められたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第12条 基本財産は、適正な維持・管理を行う。

- 2 やむを得ない事由によりその全部若しくは一部を処分又は担保に供する場合には、あらかじめ理事会の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第13条 財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規則による。

(事業方針・計画及び予算)

第14条 事業に関する方針・計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については代表理事が作成し、理事会の承認を経て、毎事業年度開始前日までに評議員会の決議を要する。これを変更する場合も同様に理事会の承認を経て、評議員会の決議を要する。

- 2 第1項の書類については、毎事業年度開始日の前日までに行政庁に提出する。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 第1項の書類は協議会に報告し、意見を聴取し運営に反映させるよう努める。

(事業報告及び決算)

第 15 条 事業に関する報告及び決算等は、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書、及び貸借対照表、正味財産増減計算書、付属明細書及び財産目録（以下「計算書類等」という。）を作成し、計算書類等については監事の監査を受け、理事会の承認を経て、評議員会の決議を要する。

2 前項の事業報告書及び計算書類等は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に行政庁に提出する。

3 第 1 項の評議員会の決議後直ちに、法令及び定款の定めにより、貸借対照表を公告する。

4 事業報告書及び計算書類等は協議会に報告し、意見を聴取し、運営に反映させるよう努める。

(長期借入金並びに重要な財産の処分並びに譲り受け)

第 16 条 資金の借入れをするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、決議に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議を要する。

2 重要な財産を処分し又は譲り受ける場合には、評議員会において、決議に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議を要する。

(会計原則)

第 17 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

第 3 章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(定員等)

第 18 条 この法人に評議員 9 名以上 15 名以内を置く。

2 評議員は評議員会を構成し、法令及び定款に定められた事項を決議する。

3 評議員のうちから評議員会会長 1 名を置く。

4 評議員のうちから評議員会副会長を若干名置くことができる。

(選任等)

第 19 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い評議員会決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体において職員であるもの(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員会会長及び副会長は、評議員会において選任する。

4 評議員は、この法人の理事、若しくは監事、若しくは使用人でない者とする。

5 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなることに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

6 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあつては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

7 前第6項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

8 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し登記事項証明書を添え、速やかに行政庁に届け出る。

(任期)

第20条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議

員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 その他評議員に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により別に定める評議員及び評議員会規則による。

(報酬等及び費用弁償)

第 21 条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を、別に定める報酬等及び費用弁償規則により支払うことができる。

第 2 節 評議員会

(評議員会)

第 22 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の選任及び解任

(2) 役員等の報酬等及び費用弁償

(3) 定款の変更

(4) 定款施行規則の制定、変更及び廃止

(5) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(6) 事業に関する方針・計画及び予算の承認

(7) 事業報告及び決算の承認

(8) 長期借入金及び担保の提供、並びに重要な財産の処分又は譲り受け

(9) 寄付の受入れ

(10) 公益目的取得財産額の贈与並びに残余財産の処分

(11) 合併並びに事業の全部若しくは一部の譲渡又は廃止

(12) 構成 YMC A の加盟・退除及び手続き等に関する事項

(13) 第 52 条第 1 項に定める損害賠償責任の免除及び同条第 2 項に定める責任限定契約の締結

(14) 理事会から評議員会に付議した事項

(15) 評議員会会長・副会長の選任

(16) 会員に関する事項

(17) 前各号に定めるもののほか、法令に規定された事項及びこの定款に定める事項

- 3 前項にかかわらず、評議員会においては、第 25 条第 1 項の会議招集通知に記載した議題に限り決議することができる。

(種類及び開催)

第 23 条 評議員会は、通常評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

- 2 通常評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要のある場合はいつでも開催することができる。

(招集)

第24条 評議員会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、代表理事は評議員会を招集する。

(招集の通知)

第25条 代表理事は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、及び議題を記載した書面若しくは電磁的通知により会議の招集を通知する。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第26条 評議員会の議長は評議員会会長がこれにあたる。会長が欠けた場合は、副会長がこれにあたる。会長及び副会長が欠けた場合は、出席評議員から選定する。

(定足数)

第27条 評議員会は、評議員の過半数の出席により会議を行うことができる。

(決議)

第28条 評議員会の議事は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「法人法」という。)第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第29条 理事が評議員に評議員会の目的である事項について提案した場合、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第30条 理事が評議員全員に対し、評議員会に報告すべき事項の内容を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しない旨について、評議員全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第31条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、会議の議長及び会議で選定された議事録署名人2名が記名押印する。

(評議員及び評議員会規則)

第32条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令若しくはこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により別に定める評議員及び評議員会規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第33条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 5名以上7名以内

(2)監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 理事のうち日常業務を執行する執行理事を3名以内とする。

(選任等)

第34条 役員は評議員会において選任する。

2 代表理事および執行理事は理事会において選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 評議員会は、前条で定める理事の定数を欠くこととなることに備えて、補欠の理事を選任することができる。

6 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の理事である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の理事の補欠の理事として選任するときは、その旨及び当該特定の理事の氏名

(3) 同一の理事（2人以上の理事の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の理事）につき2人以上の補欠の理事を選任するときは、当該補欠の理事相互間の優先順位

7 前第6項の補欠の理事の選任に係る決議は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

8 監事は理事又は使用人でない者とする。

9 監事を2名以上置く場合は、それぞれ他の同一の団体の理事又は職員でない者とする。

10 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、速やかに行政庁に届け出る。

(理事の職務・権限)

第35条 理事は理事会を構成し、定款等の定めるところにより、職務の執行を決定する。

2 代表理事は、この法人を代表しその業務を執行する。

3 執行理事は、代表理事を補佐し、業務を分担して執行する。

4 執行理事の職務執行に係る権限は、理事会の決議により定める役員等職務権限規則による。

5 代表理事及び執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上自己の職務執行状況を理事会に報告する。

(監事の職務・権限)

第36条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の職務執行の状況を監査する

(2)この法人の業務執行状況並びに財産の状況等を監査する

(3)理事会に出席し、必要な意見を述べる

(4)必要に応じ評議員会に出席して意見を述べる

(5)理事が不正の行為をし、又はその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実があるとき、又は著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告する

(6)前号の報告を行うために代表理事に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求の日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が5日以内に発せられない場合は、自ら理事会を招集する

(7)理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、若しくは著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する

(8)理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求する

(9)その他監事に認められた法令上の権限を行使し職務を遂行する

(任期)

第37条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の結の時までとし、再任を妨げない。非常勤の理事は続けて4期を超えてはならない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の結の時までとし、再任を妨げないが、続けて2期を超えてはならない。

3 理事又は監事は、第33条第1項で定めた役員の定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞

任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 38 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において評議員の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき

(報酬等及び費用弁償)

第 39 条 理事及び監事は、は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を、別に定める報酬等及び費用弁償規則により支払うことができる。

(取引の制限)

第 40 条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1)理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2)理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引しようとするとき。
- (3)この法人が理事の債務を保証することでその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前 2 項の取り扱いについては、第 51 条に定める理事会規則による。

第 2 節 理事会

(理事会の構成)

第 41 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 42 条 理事会は、次の事項及びその他定款に定める職務を行う。

- (1)評議員会の日時、場所及び議題の決定
- (2)定款及び定款施行規則を除く規則・規程等の制定、変更及び廃止
- (3)委員会及び委員に関する、設置・廃止、選任・解任、委嘱、諮問事項等

(4)前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行に関する事項

(5)理事の職務執行の監督

(6)代表理事及び執行理事の選定及び解職

2 理事会は評議員会の議決に基づき重要な業務を執行する。

(1)基本財産を含む重要な財産の処分及び譲り受け

(2)多額の借入金

3 重要な職員の人事。

(種類及び開催)

第 43 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度四半期ごとに開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)代表理事が必要と認めたとき

(2)代表理事以外の理事から会議の議題を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3)前号の請求があった日から、2 週間以内の日を会議の日とする理事会の招集通知が 5 日以内に発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4)第 36 条第 1 項第 6 号により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(招集)

第 44 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第 3 項第 2 号若しくは第 4 号前段に該当する場合は、請求の日から 2 週間以内に臨時理事会を開催する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を記載した書面をもって、開催日の 7 日前までに通知する。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意がある場合は、いつでも理事会を開くことができる。

(議長)

第 45 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第 46 条 理事会は、理事の過半数の出席により会議を行うことができる。

(決議)

第 47 条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほかは、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 48 条 理事が、理事会の議題について提案をした場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第 49 条 役員が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項の内容を通知した場合は、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 35 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 50 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した代表理事及び監事がこれに記名押印する。

(理事会規則)

第 51 条 理事会に関する事項は、法令若しくはこの定款の定めのほか、理事会の決議により別に定める理事会規則による。

(責任の免除)

第 52 条 理事及び監事は法人法第 198 条において準用される、第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、評議員会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。ただし、理事の責任免除に関する議題を評議員会に提出する場合には、監事全員の同意を要する。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、評議員会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、評議員現在数の 3 分の 2 以上が出席する評議員会において、特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の決議を得て変更することができる。ただし、第 3 条、第 4 条、第 8 条に規定する目的・使命・事業並びに第 19 条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第 56 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除く。

2 前項にかかわらず、決議に加わることのできる評議員の全員が賛成するときは、第 3 条、第 4 条、第 8 条に規定する目的・使命・事業並びに第 19 条に規定する評議員の選任及び解任の方法について変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）

をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない

（合併等）

第 54 条 評議員会において、決議に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議により、法人法上の他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡並びに公益目的事業の一部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出もしくは申請しなければならない。

（解散）

第 55 条 この法人は、法人法第 202 条第 1 項の第 2 号を除く各号、第 2 項及び第 3 項に規定する事由により解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第 56 条 この法人が、公益認定の取消し処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合において（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、評議員会の決議により、第 5 条第 1 項に定める使命を同じくする構成 YMC A の内のいずれかの公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、若しくは国、地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第 57 条 この法人が、解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により、第 5 条第 1 項に定める使命を同じくする構成 YMC A の内のいずれかの公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、若しくは国、地方公共団体に贈与するものとする。

第 6 章 委員会

（委員会）

第 58 条 この法人の事業を推進するために、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員は理事会が選任の上、代表理事が委嘱し評議員会に報告する。

3 委員会の任務、構成及び運営等に関する事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則による。

第7章 事務局

(設置等)

第59条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には職員を置く。
- 3 第42条第3項に定める重要な職員を除くその他の職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第60条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えおく。

- (1)定款
- (2)理事、監事、評議員及び職員の名簿
- (3)許可、認可、認定等及び登記に関する書類
- (4)評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5)財産目録
- (6)役員等の報酬に関する規則
- (7)事業に関する計画書及び収支予算書
- (8)事業に関する報告書及び計算書類等
- (9)前号に定める事項の会計を含む監査報告及び会計監査報告
- (10)その他法令で定める帳簿及び書類

第8章 情報公開並びに個人情報保護

(情報公開)

第61条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報管理・運用規則による。

(個人情報の保護)

第62条 この法人は、業務上知り得た個人情報を適切に管理し、その保護に努めるものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報管理・運用規則による。

第9章 補則

(委任)

第63条 この定款に定めるもののほか、運営に必要な事項等は、理事会の決議により定める。

附則

- 1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 9 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は次に掲げるものとする。

理事	野村秋博	笈川光郎	勝田正佳	島田茂	大和田浩二	宗行孝之介
	光永尚生					
監事	郡山千里		進宏一			
- 4 この法人の最初の代表理事は島田茂、執行理事は宗行孝之介、光永尚生、大和田浩二とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

長尾ひろみ	中川善博	橋爪良和	正野隆士	吉本貞一郎	瀬口昌久
黄（江夏）崇子	中道基夫	大森佐和	黒澤伸一郎	武田寿子	清水弘一
神崎清一	田口努	堤弘雄			

備考

- 1 この定款は 2012 年 3 月 21 日に内閣総理大臣により公益財団法人として認定、同年 4 月 1 日に登記を完了した。